7　法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一　第四項第一号の規定の適用がある土地　法附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地

二　第四項第二号の規定の適用がある土地　次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ次に定める土地

イ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下であるもの　当該住宅用地とみなされた土地

ロ　住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの　当該住宅用地とみなされた土地でその面積を当該住宅用地とみなされた土地に係る被災区分所有家屋の特定専有部分に存した住居でその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居の数（以下このロにおいて「特例適用住居数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に相当する土地

8　前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

9　法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちの被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

10　前項の規定は、法附則第十六条の三第七項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「被災住宅用地が法附則第十六条の三第一項」とあるのは「同条第二項に規定する特定被災住宅用地が同項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則第十四条の四に次の一号を加える。

四　令和二年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定（同項の表の市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度の項に係る部分に限る。）の適用があつたもの

附則第十五条第一項第十号中「含む。）」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第三項中「平成三十年度に」を「令和三年度に」に、「平成三十年度一般農地等」を「令和三年度一般農地等」に、「令和元年度に」を「令和四年度に」に、「令和元年度一般農地等」を「令和四年度一般農地等」に、「令和二年度に」を「令和五年度に」に、「令和二年度一般農地等」を「令和五年度一般農地等」に、「平成二十九年度」を「令和二年度」に、「平成三十年度」を「令和三年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第四項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第二号中「平成二十九年度」を「令和二年度」に、「平成三十年度」を「令和三年度」に、「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同条第五項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第十八条の三第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「の特定管理口座」の下に「（同条第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」を加え、同条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

附則第二十九条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この項において「旧震災特例法」という。）」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項」を「旧震災特例法第十五条第一項」に改める。

附則第三十三条第四項第一号及び第五項中「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第三十九条の見出し中「構築物」を「償却資産」に改め、同条第一項中「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、同項第二号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号及び第四号において同じ。）の取得価額が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三　工具　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四　器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

五　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

附則第三十九条第二項中「家屋及び」を削り、「構築物」を「特例対象資産」に改める。

附則第四十条（見出しを含む。）中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部改正）

第二条　地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第九項中「発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額」を「原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額（以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。）を同条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該一般送配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等」に改める。